

議案第 19 号

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部改正について

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 25 日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会告示第 号

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する要綱

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱(平成 17 年教育委員会告示第 10 号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

\_\_\_\_\_学校 使用団体名\_\_\_\_\_ 使用施設（ 屋内運動場 ・ 運動場 ・ 武道場 ）

代表者\_\_\_\_\_ 管理指導員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_月分管理状況報告書兼学校体育施設開放実施状況報告書 No.\_\_\_\_\_

| 使用について     |         | 有（下記に記入してください。） ・ 無（このままご提出ください。） |       |      |         |      |       |    |    |
|------------|---------|-----------------------------------|-------|------|---------|------|-------|----|----|
| 管理指導月日（曜日） | 管理指導時間等 | 照明使用時間等                           |       |      | 空調使用時間等 |      | 利 用 者 |    | 備考 |
|            | 使用時間    | 有無                                | 使用時間  | 利用時間 | 全面・半面・無 | 使用時間 | 児童・生徒 | 一般 |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 全面・半面・無 | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 全面・半面・無 | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 全面・半面・無 | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 全面・半面・無 | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 全面・半面・無 | :    | 人     | 人  |    |

※当月分のみご記載ください。（1行につき、1回分の記載。記載箇所が足りない場合は、コピーをして記載してください。）

※記載漏れ、記載誤りのないよう提出前にご確認ください。（前月分や翌日分を一緒に記載しないでください。）

附 則

この告示は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

## 丸亀市立学校体育施設開放実施要綱

(平成 17 年 3 月 22 日教育委員会告示第 10 号)

改正 平成 23 年 9 月 22 日教育委員会告示第 4 号 平成 28 年 3 月 29 日教育委員会告示第 4 号

令和 3 年 2 月 15 日教育委員会告示第 3 号 一年一月一日教育委員会告示第一号

## 丸亀市立学校体育施設開放実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、丸亀市立学校体育施設使用条例(平成 17 年条例第 102 号)及び丸亀市立学校体育施設使用条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 42 号。以下「規則」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会)

第 2 条 市立学校体育施設を開放する学校(以下「開放学校」という。)ごとに、学校体育施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、運営及び管理に当たる。

2 運営委員会は、当該開放学校の学校長、教頭、体育主任、スポーツ推進委員その他各種団体の代表などをもって組織する。

3 運営委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用促進に関すること。
- (2) 管理指導員の確保に関すること。
- (3) 施設の利用状況に関すること。
- (4) その他開放事業運営に関すること。

(運営委員会の職務)

第 3 条 運営委員会は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、速やかに教育委員会に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 教育委員会で定めた諸規則に違反したと認めたとき。
- (2) 申請書に虚偽の内容を記載したと認めたとき。
- (3) 開放学校の学校長が学校運営に支障があると認めたとき。

(報告書)

第 4 条 運営委員会は、管理状況報告書兼学校体育施設開放実施状況報告書(別記様式)を毎月 5 日までに前月分を教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日教育委員会告示第 4 号)

この告示は、平成 23 年 9 月 22 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日教育委員会告示第 4 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 15 日教育委員会告示第 3 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(---年---月---日教育委員会告示第---号)

この告示は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

別記様式(第 4 条関係)

管理状況報告書兼学校体育施設開放実施状況報告書

[別紙参照]

別記様式（第4条関係）

\_\_\_\_\_学校 使用団体名\_\_\_\_\_ 使用施設（ 屋内運動場 ・ 運動場 ・ 武道場 ）

代表者 \_\_\_\_\_ 管理指導員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_月分管理状況報告書兼学校体育施設開放実施状況報告書 No. \_\_\_\_\_

| 使用について     |         | 有（下記に記入してください。） ・ 無（このままご提出ください。） |       |      |       |    |    |
|------------|---------|-----------------------------------|-------|------|-------|----|----|
| 管理指導月日（曜日） | 管理指導時間等 | 夜間照明使用時間等                         |       |      | 利 用 者 |    | 備考 |
|            | 使用時間    | 有無                                | 使用時間  | 利用時間 | 児童・生徒 | 一般 |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 人     | 人  |    |
| 月 日（ ）     | : ~ :   | 有・無                               | : ~ : | :    | 人     | 人  |    |

※当月分のみご記載ください。（1行につき、1回分の記載。記載箇所が足りない場合は、コピーをして記載してください。）

※記載漏れ、記載誤りのないよう提出前にご確認ください。（前月分や翌月分を一緒に記載しないでください。）